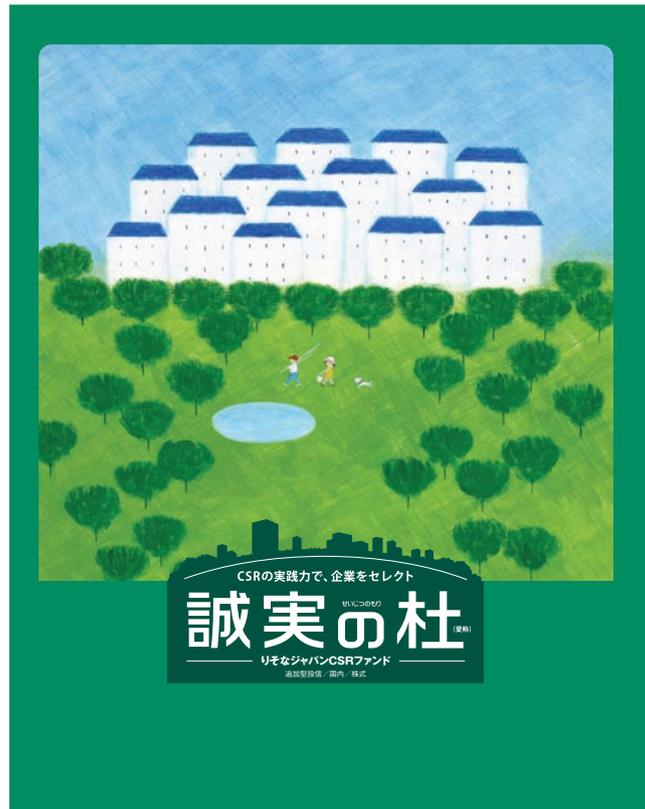


りそなジャパンCSRファンド

追加型投信 / 国内 / 株式

愛称:

誠実の杜



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書(交付目論見書)です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年2回	日本	ファミリーファンド

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp>]をご参照ください。

- この目論見書により行う「りそなジャパンCSRファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年6月12日に関東財務局長に提出しており、平成27年6月13日にその届出の効力が生じております。
- 信託約款の全文は請求目論見書に添付しております。
- 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日: 昭和61年11月17日
- 資本金: 500百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 741,436百万円 (平成27年10月末現在)

照会先

[電話番号] 03-5208-5858(営業日の9:00~17:00)
[ホームページ] <http://www.pinebridge.co.jp/>

受託会社 株式会社りそな銀行

(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

1.

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

ファンドの特色

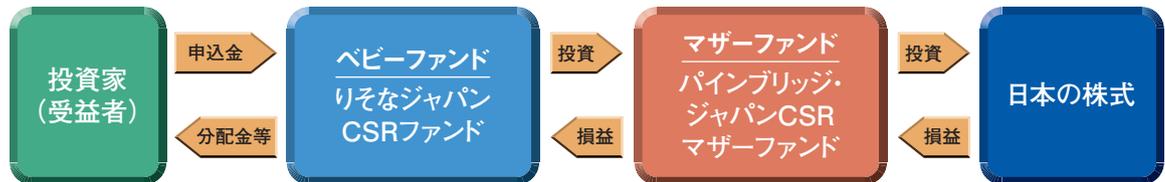
1

「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方にに基づき、わが国の取引所上場株式を実質的な主要投資対象とし、CSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)の観点を重視した運用を行います。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式とは>

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。

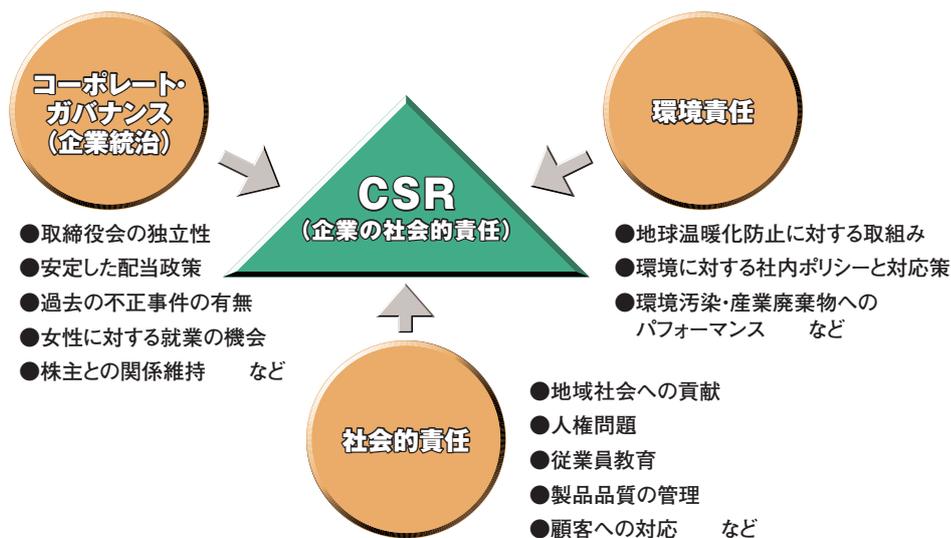


※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有する可能性があります。

2

投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス(企業統治)、環境責任、社会的責任の3つの概念から ISS(Institutional Shareholder Services)社が調査・分析を行い提供される情報を参考に選定します。

<CSR投資の3本柱と評価項目>



※ISS社の評価項目は250以上にわたります。

<ISS社の調査分析手法>



※ISS社は、コーポレート・ガバナンスの調査・分析や議決権行使サービスを提供する世界でトップレベルの調査会社です。世界各国でコーポレート・ガバナンス、議決権行使、CSR等のリサーチを行っています。

3

TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

<TOPIX(東証株価指数)とは>

東京証券取引所が算出、公表する日本の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を、1968年1月4日を100として指数化したものです。TOPIX(東証株価指数)に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

4

ポートフォリオの構築にあたっては、委託会社独自の分析・手法を用います。

- 企業のライフサイクルに着目した分析・手法を用いて、最終的な投資候補銘柄を選びます。株価水準や流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

<運用プロセス>

- ① 定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。
- ② ISS社は、上記①により構成された投資対象ユニバースを対象に、CSRの観点から調査を行います。
- ③ ISS社の調査結果を参考にCSR評価を行い、相対的に優位にある銘柄を選別します。
- ④ 上記③により選別された銘柄を対象に、委託会社独自の分析・手法により最終的な銘柄選定等を行い、ポートフォリオを構築します。



5

年2回(原則として3月15日および9月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、基準価額の水準等を勘案して分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建て資産への投資は行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

<当ファンドの運用担当者に係る事項>

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 国内株式運用チーム
運用担当者:2名、平均運用経験年数:26年 (平成27年10月末現在)

2.

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、実質的に値動きのある有価証券等を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

価格変動リスク	一般に株価は、経済・社会情勢、企業業績、発行企業の信用状況、経営・財務状況、市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
CSR評価の採用に関わるリスク	当ファンドではCSR評価の調査分析において定評の高いISS社の調査情報に基づいて最終的な投資銘柄を決定しますが、事前に知り得ることができない情報の発覚などにより、CSR評価が著しく変化する可能性があります。また、CSRが企業評価の新しい投資尺度として定着しつつありますが、CSRは企業を評価する一つの基準に過ぎず、その他の要因によってのみ株価が変動する可能性もあります。
流動性リスク	組入有価証券を売買する場合に、需給状況等により希望する時期および価格で売買できないことがあります。
信用リスク	発行体や取引先の倒産や財務状況の悪化、債務不履行等の影響を受け、有価証券の価格は大きく下落します。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファミリーファンド方式で運用されるため、マザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドは、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとして使用しますが、ベンチマークはファンドの運用成果そのものを表すものではありません。また、当ファンドは特定の株価指標等に投資成果が連動する性格のファンド(いわゆるインデックスファンド)ではありません。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

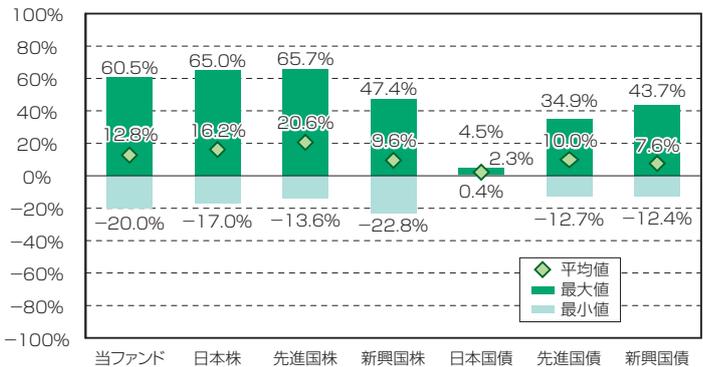
- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

参考情報

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、平成22年11月～平成27年10月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日本株:TOPIX配当込み指数

先進国株:MSCI Kokusai(World ex Japan)Index

新興国株:MSCI EM(Emerging Markets)Index

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)

新興国債:THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

3.

運用実績

基準価額・純資産の推移

(過去10年間/2005年10月末～2015年10月末)



(2015年10月末現在)

基準価額	9,031円
純資産総額	2,344百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2015年9月	20円	2014年9月	20円	2013年9月	20円
2015年3月	20円	2014年3月	20円	設定来累計	4,020円

主要な資産の状況

(2015年10月末現在)

パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド	99.73%
キャッシュ等	0.27%

● パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	5.07
日本	日本電信電話	情報・通信業	4.14
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.77
日本	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2.89
日本	村田製作所	電気機器	2.77
日本	KDDI	情報・通信業	2.74
日本	三井不動産	不動産業	2.64
日本	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.61
日本	花王	化学	2.56
日本	東京海上ホールディングス	保険業	2.54

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間、暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2015年は年初から10月末までの騰落率を表示しています。

**上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
 最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。**

4.

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	自動けいぞく投資コース:1万円以上1円単位 一般コース :1万口以上1万口単位 ※販売会社ごとに異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	自動けいぞく投資コース:1口単位 一般コース :1万口単位 ※販売会社ごとに異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時まで
購入の申込期間	平成27年6月13日(土)から平成28年6月14日(火)まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入の申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消することができます。
信託期間	無期限(信託設定日:平成17年3月18日(金))
繰上償還	この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。
決算日	原則として、毎年3月、9月の15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時(3月、9月)及び償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 原則として益金不算入制度・配当控除が適用されます。 (平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、益金不算入制度の適用はありません。)

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に 3.24%(税抜3.0%) の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。	購入時手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年1.944%(税抜年1.8%) の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。		
	<運用管理費用の内訳>		
	運用管理費用	1.944%(税抜1.8%)	運用管理費用(信託報酬)= 運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.972%(税抜0.9%)	委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、 ファンドの監査等の対価
販売会社	0.864%(税抜0.8%)	交付運用報告書等各種資料の送付、口座内での ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
受託会社	0.108%(税抜0.1%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 の対価	
※委託会社の受取る報酬には、当ファンドの監査費用等が含まれます。			
その他の費用 ・手数料	当ファンドにおける有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用等について、保有期間中に信託財産よりご負担いただきます。 ※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		
売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料			

税金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
収益分配時	所得税及び地方税	<配当所得として課税> 普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税及び地方税	<譲渡所得として課税> 差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・上記税率は平成27年10月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。